

令和3年9月1日

保護者各位

中央区教育委員会 教育長 平林 治樹
日本橋小学校・幼稚園 校長・園長 児玉 大祐

新型コロナウイルス感染症対策についてのお願い

日頃より本校・園の教育活動について、御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

保護者の皆様には、登校・園前の体温計測や手洗い・手指消毒など、感染症対策に御協力いただきまして、誠にありがとうございます。

現在、全国で新たな変異株（デルタ株）の感染者数が増加しています。一方で、これまで区内の学校におけるクラスターの発生はなく、子供の感染事例の多くは家庭内での感染であり、学校・幼稚園において感染源を断つためには、外からウイルスを持ち込まないことが重要です。そのため、引き続き皆様一人ひとりの御理解・御協力が必要になっております。

保護者の皆様におかれましては、改めて下記のとおり御協力いただくようお願い申し上げます。

記

1 お子さんの登校・登園について

お子さんの登校・登園について、下表の期間は登校・登園をお控えください。

なお、学校保健安全法に基づき「出席停止」の措置をとるため、欠席の扱いにはなりません。

	状 況	期 間
1	お子さんの感染が判明した場合	お子さんが治癒するまで
2	お子さんが濃厚接触者に特定された場合	保健所が自宅待機などを求めた期間
3	お子さんや同居の御家族の方に発熱等の風邪の症状があり、医師の指示でPCR検査等を受ける場合	受検者のPCR検査等の結果が判明するまで
4	同居の御家族の方が、濃厚接触者に特定され、PCR検査等を受ける場合	受検者のPCR検査等の結果が判明するまで
5	PCR検査等を受けない場合においても、お子さんや同居の御家族の方に発熱等の風邪の症状があるとき	お子さんや同居の御家族の方の症状がなくなるまで

※ 保護者が、陰性を証明するためPCR検査を受検する場合は、学校・幼稚園に御相談ください。

※ 新型コロナウイルス感染症の予防上、お子さんを出席させなかった場合も、欠席としない扱いとすることができますので、学校・幼稚園に御相談ください。

2 学校・幼稚園への連絡について

お子さんや同居の御家族の方について、上表1から5までのいずれかが判明した場合は、学校・幼稚園に御連絡ください。

なお、お子さんの感染が判明した場合は、医療機関または保健所に「発症日」を御確認の上、学校・幼稚園にお伝えください。